

○鈴鹿工業高等専門学校不動産管理事務取扱規則

〔平成16年4月1日〕
規則第56号

最終改正令和7年4月9日

鈴鹿工業高等専門学校不動産管理事務取扱規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は本校に所属する不動産の管理及び供用（以下「管理等」という。）の適正を期し、本校の教育研究の円滑な実施を確保することを目的とする。

2 本校所属の不動産の管理等については、独立行政法人国立高等専門学校機構不動産管理規則（平成16年高専機構規則第38号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(総括管理者等)

第2条 校長は、本校所属の不動産に関する事務を総括する。

2 事務部長は、校長を補佐し、不動産に関する事務の総括について企画し、その実施の任に当たる。

(不動産管理役)

第3条 総務課長は、事務部長の指揮監督のもとに不動産管理役として本校所属の不動産の管理等を処理する。

2 不動産管理役が不在の場合は、事務部長又は事務部長の指定する者が不動産管理役に代わってその事務を代行する。

第2章 不動産の管理

(管理)

第4条 不動産管理役は、本校所属の不動産について、管理区域及び不動産供用責任者（以下「供用責任者」という。）を定め、その所属する不動産の管理等をさせる。

2 不動産管理役は、供用責任者の事務を補助させるため不動産補助供用責任者（以下「補助供用責任者」という。）を定める。

3 管理区域及び供用責任者、補助供用責任者は別表（不動産供用責任者及び不動産補助供用責任者指定基準）に掲げる基準により定める。

4 前項の管理区域における火災防止の措置、その他管理の方法等を明らかにした不動産管理計画は別に定める。

(供用責任者の責務)

第5条 供用責任者は、不動産管理役の指揮監督を受け、その担当する不動産の管理等に関し、次の各号に掲げる事務を行う。

(1) 不動産の利用状況の点検

(2) 火気使用箇所及びその周辺の火災防止措置の徹底

(3) 実験室、燃料庫等における危険薬品、燃料等の管理状況の点検

(4) 電気及びガスの器具の管理状況の点検

- (5) 消火器具の点検
- (6) 防火用水の点検
- (7) 避雷装置の点検
- (8) 屋根及びといの毀損状況の点検
- (9) 排水施設の点検
- (10) 土地の境界標その他標識類の点検
- (11) その他管理上必要と認める事項

(供用責任者等の報告)

第6条 供用責任者又は補助供用責任者は、その担当する不動産の状況について異状を認めた場合又は改善を要する事項が生じたときは、別記様式第1により速やかに総務課施設係を経て、不動産管理役に報告しなければならない。

第3章 不動産の使用等

(教職員、学生等の義務)

第7条 教職員及び学生並びに本校所属の不動産の使用を許可された者（以下「使用者」という。）は、本校の規則を遵守するとともに、校長、事務部長及び不動産管理役において、不動産の管理上必要な事項を指示したときは、その指示に従わなければならない。

(目的内の使用)

第8条 不動産管理役は、教職員及び学生が本校所属の不動産をその本来の用途又は目的に従って効率的に使用することができるよう、必要な使用調整を行うものとする。

(目的外の臨時使用)

第9条 不動産管理役は、本校の運営及び不動産管理上支障のない場合であって、教育研究その他公共の目的のため必要と認めるときは、本校所属の不動産を教職員及び学生以外の者（教職員又は学生が一般第三者と同様の立場で使用する場合を含む。）に対し、使用を許可することができる。ただし、次の各号の一に該当する場合は、これを許可することができない。

- (1) 宗教（的）活動を目的とする場合。
- (2) 営利を目的とする場合（教職員及び学生の福利厚生のために行う場合を除く。）。
- (3) 政治問題に関するもので、学校又は公務員の政治的中立性について疑いを抱かせるおそれのある事項、その他違法、不当な内容の討議、決定等を行うことを目的とする場合。

(使用の許可基準)

第10条 前条により、本校所属の不動産の使用を認めることができる場合の基準は、おおむね次の各号のとおりとする。

- (1) 教職員、学生等のため、食堂、売店その他の厚生施設を設置する場合。
- (2) 本校の学術調査、研究、国又は公共団体の施策の普及宣伝その他公共目的のため、講演会、研究会等の用に短期間供する場合。
- (3) 不動産の一部（グラウンド、体育館等）を公共団体等の主催する大会等に使用させる場合。
- (4) 運輸事業、水道、電気又はガス供給事業その他公益事業の用に供するため、やむを得ないと認められる場合。
- (5) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により、応急施設として極めて短期間その用

に供する場合。

(6) 国又は公共団体における公共用、公用又は公益事業の用に供する場合。

(7) 法令の規定に基づき使用又は収益をさせる場合。

(8) 前各号に掲げるもののほか、本校の事務、事業又は企業との共同研究の遂行上、真にやむを得ないと認められる場合。

(使用手続)

第11条 第9条に定める不動産の使用を希望する者は、原則として使用開始予定月の2ヶ月前～1ヶ月前までに別記様式第2による不動産使用許可申請書を総務課施設係を経て不動産管理役に提出しなければならない。

2 不動産管理役は、前項に係る不動産の使用を認める場合は、次の条件を付し、使用者には別記様式第3による不動産使用許可書を交付しなければならない。

(1) 第9条ただし書きの各号に規定する目的に使用しないこと。

(2) 施設や器物を汚染、破損しないこと。もし、故意又は過失により汚染、破損等した場合は、使用者において原形に復すること。

(3) 許可を受けた使用場所及び期間、又は時間を厳守すること。

(4) 使用を認められた施設周辺の静穏な秩序を乱さないこと。

(5) 許可を受けた目的外に施設を使用し、又は第三者に使用させないこと。

(6) その他校長、事務部長及び不動産管理役が不動産の管理上必要な事項を指示したときはその指示に従うこと。

(使用料)

第12条 使用料は、有償とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、無償で使用させることができる。

(1) 本校の学生または職員の集会その他に使用させるとき。

(2) 本校の職員に福利厚生の一環で使用させるとき。

(3) 本校の主催で、学会又は学術研究等に使用させるとき。

(4) 本校の学生または職員に地域貢献や学校PR（広報活動）の一環で使用させるとき。

(5) 本校の事務又は事業の用に供する土地、建物その他の物件の工事又は製造のため必要な不動産を貸し付けるとき。

(6) その他不動産管理役が特にやむを得ないと認められる場合。

2 前項の使用料は、不動産管理役が別に定める。

3 使用者は、不動産使用許可書を交付されたときは、本校の出納命令役の発行する請求書により、本校が指定する期日までに使用料を納付しなければならない。

(使用の許可の取消し)

第13条 不動産管理役は、次の各号の一に該当する場合は、速やかに必要な是正措置を命じ、又は不動産の使用許可を取り消すものとする。この場合、使用者のいかなる損害についても本校はその責を負わない。

(1) 第11条第2項の条件に違背した場合。

(2) 不動産使用許可申請書に虚偽の記載があった場合。

(3) 本校において、当該不動産を使用する必要が生じた場合。

(立入検査及び指示)

第14条 不動産管理役は、防火、防犯、衛生、その他不動産管理上必要があるときは、使用を許可した施設について立入検査をし、使用者に必要な指示を行うものとする。

第4章 掲示等

(掲示)

第15条 不動産管理役は、指定の掲示板以外の施設、その他の物件に掲示を行わせてはならない。ただし、特別の理由があり、やむを得ないと認めたときはこの限りでない。

2 次の各号に掲げる掲示物の掲示は許可しない。

- (1) 宗教(的)活動に関するもの。
- (2) 営利に関するもの。(職員及び学生の福利厚生のために行う場合を除く。)
- (3) 政治問題に関するもので、機構の政治的中立性について、疑いを抱かしめる恐れのあるもの。
- (4) 特定の法人、機関等をひぼうし又は名誉を傷つけるもの。
- (5) 違法なもの又は違法な行為をそそのかすもの。
- (6) 内容、形状等が品位に欠ける等、不適當であると認めるもの。
- (7) 掲示責任者名の記載のないもの。
- (8) その他掲示を許可することが著しく不適當であると認めるもの。

(掲示手続)

第16条 校内等において掲示を希望する者は、あらかじめ掲示物を総務課総務企画係を経て、校長に提出し、許可を受けなければならない。

2 前項の掲示物が提出されたときは、掲示物の内容、形状等を審査の上、法令、規程等に照らして、差し支えないと認めるときは、掲示場所を定めて許可するものとする。

3 前項により掲示を許可したときは、総務課総務企画係において掲示期間を明示した検印を押印して、交付するものとする。

(掲示物の撤去)

第17条 不動産管理役は、無許可の掲示物を発見したときは、直ちに掲示責任者に撤去を命じ、又は関係職員に指示して撤去しなければならない。

(商品等の移動販売等)

第18条 校内等において商品の移動販売、宣伝若しくは勧誘、寄附の募集、その他これらに類する行為をしようとする者は、あらかじめ別記様式第4による商品等の移動販売申請書を総務課施設係を経て不動産管理役に提出し許可を受けなければならない。

2 不動産管理役は、許可なくして前項に該当する行為を行う者を発見したときは、直ちに前項の許可について申請させ又は校内から退去を命ずるものとする。

(校内立入りの規制)

第19条 不動産管理役は、校内において次の各号の一に該当する行為が行われるおそれがあると認めるときは、校内への立入りの規制を行うとともに、これらの行為が行われた場合においては、校内からの退去を命ずるものとする。

- (1) 職員及び学生等に面会を強要すること。
- (2) 銃器、凶器、爆発物その他危険物を持ち込み又は持ち込もうとすること。
- (3) 建物、立木、工作物及びその他施設や器具を汚染し若しくは破損し、又はこれらの行為の準備をしようとする事。
- (4) 本校の正常な運営に支障を生ずるおそれがあると認められる文書、図面等を配布し若しくは掲示し、又はこれらの行為の準備をしようとする事。
- (5) 多数集合し、放歌高唱し(拡声器を使用する場合を含む。)若しくはねり歩き又はそのための準備をしようとする事。

(6)すわり込み、その他通行の妨害になるような行為をし、又はそのための準備をすること。

(7)その他校内の秩序を乱し、若しくは職員及び学生の安全をおびやかすような行為をし、又はこれらの行為の準備をしようとする事。

(倉庫等の出入禁止)

第20条 不動産管理役は、倉庫、車庫、守衛室、ボイラー室、クリエーションセンター等について、関係者以外の出入りを禁止するとともに、適切な指示を行う等して、そのことを職員、学生及び校内に出入りする者に周知徹底させなければならない。

第5章 雑則

(雑則)

第21条 この規程に定めるもののほか、不動産の管理に関し必要な事項は別に定める。

附則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規則は、令和3年3月3日に施行し、令和3年4月1日から適用する。

附則

この規則は、令和7年4月9日に施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表(第4条関係)

不動産供用責任者及び不動産補助供用責任者指定基準

管理区域	不動産供用責任者	不動産補助供用責任者
土地及び立木竹	総務課長	担当係長又はこれに準ずる者
事務・教養棟		
総務課関係事務庁舎等	総務課長	担当係長又はこれに準ずる者
学生課関係事務庁舎等	学生課長	担当係長又はこれに準ずる者
共通部分	総務課長	担当係長又はこれに準ずる者
教員室	教養教育科長	担当教員又はこれに準ずる者
機械工学科棟		
教員室、実験実習室	機械工学科長	担当教員又はこれに準ずる者
クラスルーム	学生課長	担当係長又はこれに準ずる者
共通部分	機械工学科長	担当教員又はこれに準ずる者
電気電子工学科・材料工学科棟		
教員室、実験実習室	各学科長	担当教員又はこれに準ずる者
共通部分	各学科長	担当教員又はこれに準ずる者
電子情報工学科棟		
教員室、実験実習室	電子情報工学科長	担当教員又はこれに準ずる者
クラスルーム、講義室	学生課長	担当係長又はこれに準ずる者
共通部分(1階)	学生課長	担当教員又はこれに準ずる者
共通部分(2階～4階)	電子情報工学科長	担当教員又はこれに準ずる者
生物応用化学科・教室棟		
教員室、実験実習室	各学科長	担当教員又はこれに準ずる者
クラスルーム、講義室	学生課長	担当係長又はこれに準ずる者
共通部分(生物応用化学科棟関係)	生物応用化学科長	担当教員又はこれに準ずる者
共通部分(教室棟関係)	学生課長	担当係長又はこれに準ずる者
マルチメディア棟		
図書室	学生課長	担当係長又はこれに準ずる者
情報処理センター	情報処理センター長	担当教員又はこれに準ずる者
共通部分	学生課長	担当係長又はこれに準ずる者
LL教室	教養教育科長	担当教員又はこれに準ずる者
寮管理棟		
学生課関係事務庁舎等	学生課長	担当係長又はこれに準ずる者
クリエイションセンター		
クリエイションセンター	クリエイションセンター長	担当教員又はこれに準ずる者
共通部分	クリエイションセンター長	担当教員又はこれに準ずる者
倉庫	総務課長	担当係長又はこれに準ずる者

共同研究推進センター		
共同研究推進センター	共同研究推進センター長	担当教員又はこれに準ずる者
材料分析室	共同研究推進センター長	担当教員又はこれに準ずる者
共通部分	共同研究推進センター長	担当教員又はこれに準ずる者
体育施設関係		
体育館、体育更衣室、運動場、野球場、	教養教育科長	担当教員又はこれに準ずる者
テニスコート等及び共通部分	教養教育科長	担当教員又はこれに準ずる者
武道場、柔道場、弓道場	学生課長	担当教員又はこれに準ずる者
プール、プール便所、プール機械室	総務課長	担当係長又はこれに準ずる者
プール教官室・プール更衣室	学生課長	担当係長又はこれに準ずる者
プール女子更衣室、体育器具庫	学生課長	担当係長又はこれに準ずる者
課外活動施設	学生課長	担当係長又はこれに準ずる者
守衛室棟・車庫	総務課長	担当係長又はこれに準ずる者
物品倉庫	総務課長	担当係長又はこれに準ずる者
寄宿舎関係		
青峰寮A		
寮室関係及び共通部分	学生課長	担当係長又はこれに準ずる者
電気室	総務課長	担当係長又はこれに準ずる者
第1青峰寮	学生課長	担当係長又はこれに準ずる者
第2青峰寮		
寮室関係及び共通部分	学生課長	担当係長又はこれに準ずる者
JABEE資料室・防災備蓄庫	総務課長	担当係長又はこれに準ずる者
第4青峰寮	学生課長	担当係長又はこれに準ずる者
食堂	学生課長	担当係長又はこれに準ずる者
鈴・鹿の湯	学生課長	担当係長又はこれに準ずる者
職員宿舎	総務課長	入居者又はこれに準ずる者
福利施設(青峰会館)	学生課長	担当係長又はこれに準ずる者
専攻科棟		
教員室、実験実習室	専攻科長	担当教員又はこれに準ずる者
クラスルーム、ゼミナール室	学生課長	担当係長又はこれに準ずる者
共通部分	専攻科長	担当教員又はこれに準ずる者
イノベーション交流プラザ		
50周年記念ギャラリー	イノベーション交流プラザ 運営部会長	担当教員又はこれに準ずる者
起業家工房A	イノベーション交流プラザ長	担当教員又はこれに準ずる者
サイエンス教育支援室	イノベーション交流プラザ長	担当教員又はこれに準ずる者
創造活動デザイン室	イノベーション交流プラザ長	担当教員又はこれに準ずる者
多目的学習室	イノベーション交流プラザ長	担当教員又はこれに準ずる者
起業家工房B	イノベーション交流プラザ長	担当教員又はこれに準ずる者
男女共同参画室	男女共同参画室長	担当教員又はこれに準ずる者
共通部分	イノベーション交流プラザ長	担当教員又はこれに準ずる者
くらぶハウス	学生課長	担当係長又はこれに準ずる者
屋外女子便所	学生課長	担当係長又はこれに準ずる者
薬品庫・倉庫各種	各学科長	担当教員又はこれに準ずる者
設備室各種	総務課長	担当係長又はこれに準ずる者

別記様式第1 (第6条関係)

不動産管理報告書

年 月 日

校 長	事 務 部 長	総 務 課 長	課 長 補 佐 (経理室長)	施 設 係 長	施 設 係	供用責任者
<p>鈴鹿工業高等専門学校不動産管理規則第5条に基づき点検を行った結果、下記のとおり異状等が認められたので報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>						
区 分	摘 要					
点 検 事 項	第5条第 号に規定する の点検					
点 検 場 所						
異状又は不良、不適と認められる状態						
措 置 又 は 改 善 意 見						
※ 調査・意見						

※欄は担当係において記入する。

鈴鹿工業高等専門学校不動産使用許可申請書

鈴鹿工業高等専門学校不動産管理役 殿

申請者

住 所

氏 名

T E L

印

下記のとおり貴校不動産を使用したく申請します。

なお、使用にあたっては鈴鹿工業高等専門学校不動産管理事務取扱規則（平成16年規則第56号）及び使用心得を厳守します。

記

施 設 の 名 称	
使 用 目 的	
使 用 期 間	年 月 日 時 ~ 年 月 日 時
使 用 予 定 人 員	人
使 用 責 任 者	
そ の 他	

鈴鹿工業高等専門学校不動産使用許可書

殿

鈴鹿工業高等専門学校不動産管理役

令和 年 月 日付けで申請のありました本校の不動産使用許可申請について、鈴鹿工業高等専門学校不動産管理事務取扱規則（平成16年規則第56号）及び使用心得を厳守することを条件として、下記のとおり許可します。

記

使用許可施設の名称	
使用目的	
使用期間	年 月 日 時 ~ 年 月 日 時
使用予定人員	人
使用責任者	
使用料金	円（水道光熱費を含む）
使用料納入期限	年 月 日
使用料納入場所	別紙請求書のとおり
その他	

年 月 日

鈴鹿工業高等専門学校内における商品等の移動販売等許可申請書

鈴鹿工業高等専門学校不動産管理役 殿

申請者

住 所

氏 名

印

T E L

下記のとおり貴校庁舎内等において、商品の販売等を行いたく申請します。

なお、販売にあたっては鈴鹿工業高等専門学校不動産管理事務取扱規則（平成16年規則第56号）及び使用心得を厳守します。

記

行 為 の 内 容	
目 的	
日 時	年 月 日 時 ~ 年 月 日 時
責 任 者	
そ の 他	

鈴鹿工業高等専門学校内における商品等の移動販売等許可書

鈴鹿工業高等専門学校不動産管理事務取扱規則（平成16年規則第56号）及び使用心得を厳守することを条件として、上記の販売等を許可します。

年 月 日

鈴鹿工業高等専門学校不動産管理役

印